

給水装置工事技術基準新旧対照表（令和2年11月改訂）

- ・ 文章中の参照頁数を削除
- ・ 書体のみ修正等は省略

頁	新	旧
第1章 総説		
8	5. 1 直結式 図 1-2 直結式の例	5. 1 直結式 図 1-2 直結式の例 <u>(水道メーター口径が 13～25mm の場合)</u>
9	図 1-3 高置水槽式の例	図 1-3 高置水槽式の例 <u>(水道メーター口径が 13～25mm の場合)</u>
10	図 1-4 圧力水槽式の例	図 1-4 圧力水槽式の例 <u>(水道メーター口径が 13～25mm の場合)</u>
10	図 1-5 ポンプ直送式の例	図 1-5 ポンプ直送式の例 <u>(水道メーター口径が 13～25mm の場合)</u>
11	6. 3. 1 対象建物 <u>「6.1 一敷地内における給水装置の設置」①、②に該当する場合には、</u> 1 系統の給水装置に複数のメーターを設置する給水形態（支管分岐形態） とすることができる。	6. 3. 1 対象建物 <u>前項①、②に該当する場合には、</u> 1 系統の給水装置に複数のメーターを設 置する給水形態（支管分岐形態）とすることができる。
12	8. 2 給水装置工事主任技術者の選任 指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、次項（「8.3 給水装置工事主 任技術者の職務」）に掲げる職務をさせるため、厚生労働省令で定めると ころにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちか ら、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。	8. 2 給水装置工事主任技術者の選任 指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、次項（「6.3 給水装置工事主 任技術者の職務」）に掲げる職務をさせるため、厚生労働省令で定めると ころにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちか ら、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。
13	8. 4 給水装置工事の適正管理 給水装置工事主任技術者は、前項（「8.3 給水装置工事主任技術者の職 務」）に掲げる職務を行うにあたり、給水装置工事の各段階において、以下 の次項を適正に実施しなければならない。	8. 4 給水装置工事の適正管理 給水装置工事主任技術者は、前項（「6.3 給水装置工事主任技術者の職務」） に掲げる職務を行うにあたり、給水装置工事の各段階において、以下の次 項を適正に実施しなければならない。

頁	新	旧
第2章 設計		
19	<p>2. 3. 1 直結式給水の計画使用水量</p> <p>(2) 集合住宅等</p> <p>(ア) 各戸使用水量と給水戸数の同時使用率による方法 (表 2-6)</p> <p>一戸の使用水量については、表 2-2 及び表 2-3、又は表 2-5 を使用した方法で求め、全体の同時使用戸数については、給水戸数と同時使用戸数率 (表 2-6) により同時使用戸数を定め同時使用水量を決定する方法である。</p>	<p>2. 3. 1 直結式給水の計画使用水量</p> <p>(2) 集合住宅等</p> <p>(ア) 各戸使用水量と給水戸数の同時使用率による方法 (表 2-7)</p> <p>一戸の使用水量については、表 2-2 及び表 2-3、又は表 2-6 を使用した方法で求め、全体の同時使用戸数については、給水戸数と同時使用戸数率 (表 2-6) により同時使用戸数を定め同時使用水量を決定する方法である。</p>
20	<p>2. 3. 2 受水槽式給水の計画使用水量</p> <p>計画一日使用水量は、建物種類別の単位給水量・使用時間・人員 (表 2-7) を参考にするとともに、当該施設の規模と内容、給水区域内における他の使用実態などを十分考慮して設定する。</p> <p>(1) 計画 1 日使用水量の算定</p> <p>①使用人員から算出する場合</p> <p>1 人 1 日あたり使用水量 (表 2-7) × 使用人員</p> <p>②使用人員が把握できない場合</p> <p>単位面積当たり使用水量 (表 2-7) × 延床面積</p>	<p>2. 3. 2 受水槽式給水の計画使用水量</p> <p>計画一日使用水量は、建物種類別の単位給水量・使用時間・人員 (表 2-8) を参考にするとともに、当該施設の規模と内容、給水区域内における他の使用実態などを十分考慮して設定する。</p> <p>(1) 計画 1 日使用水量の算定</p> <p>①使用人員から算出する場合</p> <p>1 人 1 日あたり使用水量 (表 2-8) × 使用人員</p> <p>②使用人員が把握できない場合</p> <p>単位面積当たり使用水量 (表 2-8) × 延床面積</p>
25	<p>2. 4. 3 損失水頭</p> <p>(1) 給水管の摩擦損失水頭</p> <p>②ヘーゼン・ウィリアムス (Hazen・Williams) 公式 (75mm 以上の場合)</p> <p>(省略)</p> <p>D : 管の口径 (m)</p> <p>Q : 流量 (m³/sec)</p> <p>I : 動水勾配 = h/L</p>	<p>2. 4. 3 損失水頭</p> <p>(1) 給水管の摩擦損失水頭</p> <p>②ヘーゼン・ウィリアムス (Hazen・Williams) 公式 (75mm 以上の場合)</p> <p>(省略)</p> <p>D : 管の口径 (m)</p> <p><u>g : 重力加速度 (9.8m/sec²)</u></p> <p>Q : 流量 (m³/sec)</p> <p>I : 動水勾配 = h/L</p>

頁	新	旧																																												
第4章 給水装置工事の申請・検査																																														
54	<p>1. 1 給水装置工事</p> <p>なお、給水装置工事は、町長又は町長が法第 16 条の 2 第 1 項の規定により指定した<u>者</u>（東員町指定給水装置工事事業者）が施行する。（条例第 7 条第 1 項）</p> <p>指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、しゅん工後に町長の工事検査を受けなければならない。ただし、修繕に係る工事のうち町長が必要がないと認めた場合は、この限りでない。（条例第 7 条第 2 項）</p>	<p>1. 1 給水装置工事</p> <p>なお、給水装置工事は、町長又は町長が法第 16 条の 2 第 1 項の規定により指定した<u>もの</u>（東員町指定給水装置工事事業者）が施行する。（条例第 7 条第 1 項）</p> <p>指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、しゅん工後に町長の工事検査を受けなければならない。ただし、修繕に係る工事のうち町長が必要がないと認めた場合は、この限りでない。（条例第 21 条）</p>																																												
55	【図 4-1 差し替え】																																													
56	<p>1. 1. 1 申請書類</p> <p style="text-align: center;">表 4-1 申請書類一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">名 称</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">提出部数</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">備 考</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">本書</th> <th style="text-align: center;">写し</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(省略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">給水装置工事設計書</td> <td style="text-align: center;">1 部</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">給水装置工事設計図</td> <td style="text-align: center;">1 部</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(省略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	提出部数		備 考	本書	写し	(省略)				給水装置工事設計書	1 部			給水装置工事設計図	1 部			(省略)				<p>1. 1. 1 申請書類</p> <p style="text-align: center;">表 4-1 申請書類一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">名 称</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">提出部数</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">備 考</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">本書</th> <th style="text-align: center;">写し</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(省略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">給水工事設計書</td> <td style="text-align: center;">1 部</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">給水工事設計図</td> <td style="text-align: center;">1 部</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(省略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	提出部数		備 考	本書	写し	(省略)				給水工事設計書	1 部			給水工事設計図	1 部			(省略)			
名 称	提出部数		備 考																																											
	本書	写し																																												
(省略)																																														
給水装置工事設計書	1 部																																													
給水装置工事設計図	1 部																																													
(省略)																																														
名 称	提出部数		備 考																																											
	本書	写し																																												
(省略)																																														
給水工事設計書	1 部																																													
給水工事設計図	1 部																																													
(省略)																																														

57

1. 1. 2 費用の納入

申請内容の審査後、町長は納入通知書（負担金、手数料）を交付する。
申請者は納入通知書により、必要費用を納金する。

表 4-2 給水装置工事に伴う費用

メーターの口径	負担金(円、 税抜)	設計審査及び 工事検査手数料(円)※	
		新設及び 改造	その他
13 ミリメートル	50,000	7,000	1,000
20 ミリメートル	75,000		
25 ミリメートル	100,000		
30 ミリメートル	150,000		
40 ミリメートル	200,000		
50 ミリメートル	350,000	14,000	
75 ミリメートル	500,000		
100 ミリメートル	1,000,000		

※ 本表に定めのない場合は、町長が別に定める。

その他とは、一時用の工事において1栓設置するもののほか、修繕（漏水以外）及び分水栓からの撤去をいう。ただし、以下の場合は手数料が掛からない。

- ・セットバックにおけるメーターボックスの移設のみの場合
- ・経路や器具を変更しない漏水修繕
- ・経路の変更のない器具の入替
- ・メーター止水栓やボックスのみの取替
- ・メーター取替を行うための修繕

1. 1. 2 費用の納入

申請内容の審査後、町長は上下水道課において申請内容に応じて納入通知書（負担金、設計審査手数料）を交付する。申請者は納入通知書を受理し、必要費用を納金する。

表 4-2 給水装置工事に伴う費用

メーターの口径	負担金(円)	設計審査手数料
13 ミリメートル	50,000	工事費の100分の4とし、 6万円を上限とする。*
20 ミリメートル	75,000	
25 ミリメートル	100,000	
30 ミリメートル	150,000	
40 ミリメートル	200,000	
50 ミリメートル	350,000	
75 ミリメートル	500,000	
100 ミリメートル	1,000,000	

※ 設計審査を申込者が実施する場合。

	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽又はくみ取り便所から公共下水道への切替工事に係る給水管工事 ・町都合により施工する給水装置工事 <p>上記以外については、その都度協議するものとする。</p>																																																					
58	<p>1. 1. 5 工事完了</p> <p>表 4-4 工事完了時書類一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th colspan="2">提出部数</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>本書</th> <th>写し</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水装置工事設計書※¹</td> <td>1部</td> <td></td> <td>変更部分は赤書</td> </tr> <tr> <td>給水装置工事設計図※¹</td> <td>1部</td> <td></td> <td>完成図(変更部分は赤書)</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事検査チェックリスト</td> <td>1部</td> <td></td> <td>給水装置工事主任技術者により工事検査</td> </tr> <tr> <td>工事設計書(見積書)</td> <td>1部</td> <td></td> <td>公道において配水管を縦断して布設する場合</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	提出部数		備 考	本書	写し	(省略)				給水装置工事設計書※ ¹	1部		変更部分は赤書	給水装置工事設計図※ ¹	1部		完成図(変更部分は赤書)	(省略)				工事検査チェックリスト	1部		給水装置工事主任技術者により工事検査	工事設計書(見積書)	1部		公道において配水管を縦断して布設する場合	<p>1. 1. 5 工事完了</p> <p>表 4-4 工事完了時書類一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th colspan="2">提出部数</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>本書</th> <th>写し</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水工事設計書※¹</td> <td>1部</td> <td></td> <td>変更があった場合</td> </tr> <tr> <td>給水工事設計図※¹</td> <td>1部</td> <td></td> <td>変更があった場合(赤書)</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	提出部数		備 考	本書	写し	(省略)				給水工事設計書※ ¹	1部		変更があった場合	給水工事設計図※ ¹	1部		変更があった場合(赤書)	(省略)			
名 称	提出部数		備 考																																																			
	本書	写し																																																				
(省略)																																																						
給水装置工事設計書※ ¹	1部		変更部分は赤書																																																			
給水装置工事設計図※ ¹	1部		完成図(変更部分は赤書)																																																			
(省略)																																																						
工事検査チェックリスト	1部		給水装置工事主任技術者により工事検査																																																			
工事設計書(見積書)	1部		公道において配水管を縦断して布設する場合																																																			
名 称	提出部数		備 考																																																			
	本書	写し																																																				
(省略)																																																						
給水工事設計書※ ¹	1部		変更があった場合																																																			
給水工事設計図※ ¹	1部		変更があった場合(赤書)																																																			
(省略)																																																						
59, 60	<p>1. 1. 8 配水管等整備の取扱い</p> <p>東員町給水区域内で、水道使用に伴い給水装置を設置しようとする場合において、公道上(開発行為等において、工事完成後に道路として町に移管される用地を含む。以下同じ。)に配水管が無い又は口径が不足する場合には、適切な口径の配水管及び維持管理上必要な仕切弁等を整備しなければ</p>	<p>1. 1. 8 配水管等整備の取扱い</p> <p>東員町給水区域内で、水道使用に伴い給水装置を設置しようとする場合において、公道上(開発行為等において、工事完成後に道路として町に移管される用地を含む。以下同じ。)に配水管が無い又は口径が不足する場合には、適切な口径の配水管を整備しなければならない。その場合、承認工</p>																																																				

	<p>ばならない。その場合、承認工事にて申請者が施工する。</p> <p>承認工事：(省略)</p> <p>iii) 鋳鉄管製造メーカーの配管技能講習会を受講し、受講証を取得した者</p> <p><u>また、公道において配水管を縦断して布設する場合は、竣工後に工事設計書（見積書）を町に提出することとする。</u></p> <p>配水管を布設する場合の口径毎の管種については表 4-5 のとおりとする。</p> <p>表 4-5 口径毎の管種 (省略)</p> <p><u>町に無償譲渡する配水管は、東員町水道事業の固定資産に計上するため、旧様式「給水工事設計書」を活用し配水管の材料費及び工事費の記入し、しゅん工届の際に提出することとする。</u></p>	<p>事にて申請者が施工する。</p> <p>承認工事：(省略)</p> <p>iii) 鋳鉄管製造メーカーの配管技能講習会を受講し、受講証を取得した者</p> <p>配水管を布設する場合の口径毎の管種については表 4-5 のとおりとする。</p> <p>表 4-5 口径毎の管種 (省略)</p>
60	1. 1. 8 配水管等整備の取扱い	1. 1. 8 配水管等整備の取扱い
63	<p>2. 1 記入方法</p> <p>(3) 文字</p> <p>① 文字は明確に書く。</p>	<p>2. 1 記入方法</p> <p>(3) 文字</p> <p>① 文字は明確に書き、漢字は楷書とする。</p>
63	<p>2. 2 作図</p> <p>平面図には、次の内容を記入する。</p> <p>① <u>配水管からの分岐部、止水用具及びメーター位置のオフセット原則、不動点の官民境界の角から3点以上の測定とするが、状況によっては2点でもよい。ただし、官民境界が定かでない場合、マンホール又は</u></p>	<p>2. 2 作図</p> <p>(3) 平面図</p> <p>平面図には、次の内容を記入する。</p> <p>① <u>給水栓等給水用具の取付け位置</u></p> <p>② <u>配水管からの取出し位置のオフセット</u></p>

	<p>電柱等からの距離測定とする。</p> <p>② 給水栓等給水用具の取付け位置</p> <p>③ 給水管の管種、口径及び位置</p>	<p>③ 給水管の管種、口径及び位置。</p>						
64	<p>2. 3 提出書類の記入例</p> <p>給水装置工事設計書及び給水装置工事設計図について、記入例を示す。</p> <p>図 4-2 給水装置工事設計書</p> <p>図 4-3 給水装置工事設計図</p>	<p>2. 3 提出書類の記入例</p> <p>給水工事設計書について、記入例を示す。</p> <p>図 4-1 給水工事設計書 表面</p> <p>図 4-2 給水工事設計書 裏面</p>						
65, 66	<p>【図 4-2、図 4-3 差し替え】</p>							
68	<p>3. 1 工事検査の内容</p> <p>表 4-13 現地検査 (省略)</p> <p>一時用工事（仮設工事）の場合は、<u>写真検査のみとし現地検査を省略することができる。</u></p>	<p>3. 1 工事検査の内容</p> <p>表 4-13 現地検査 (省略)</p>						
70	<p>3. 5 写真の撮影及び提出</p> <p>公道部施工写真は、給水管分岐状況、給水管布設状況、埋設表示シート設置状況が確認できるものを各 1 枚以上提出する（詳細は表 4-15 を参照）。A 4 縦の台紙（写真 3 枚掲載）に、上から「給水管分岐状況」、「給水管布設状況」、「埋設表示シート設置状況」の順に貼り付け又は複写し、写真の横には、項目、施工日付を記載する。<u>また、宅内部施工写真は、表 4-16 に該当する状況写真を提出する。</u></p>	<p>3. 5 写真の撮影及び提出</p> <p>公道部施工写真は、給水管分岐状況、給水管布設状況、埋設表示シート設置状況が確認できるものを各 1 枚以上提出する（詳細は表 4-15 を参照）。A 4 縦の台紙（写真 3 枚掲載）に、上から「給水管分岐状況」、「給水管布設状況」、「埋設表示シート設置状況」の順に貼り付け又は複写し、写真の横には、項目、施工日付を記載する。</p>						
71	<p>表 4-16 宅内部施工写真</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%; text-align: center;">項目</th> <th style="width: 65%; text-align: center;">詳細 (例)</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">提出枚数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	詳細 (例)	提出枚数				
項目	詳細 (例)	提出枚数						

	<table border="1"> <tr> <td>配管状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・メーターボックス・直結止水栓の設置状況 ・管布設状況（埋設深さ、建物への挿入部） ・ヘッダー設置状況 ・給水器具の設置・取付状況 ・水圧試験状況 </td> <td>各1枚以上</td> </tr> <tr> <td>受水槽</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・設置状況および設置個所周辺状況 ・ボールタップ・定水弁等設置状況 ・吐水口空間・排水口空間確認状況 </td> <td>各1枚以上</td> </tr> <tr> <td>直結直圧式スプリンクラー</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・分岐部止水栓・逆止弁設置状況 ・スプリンクラー配管状況（管種・継手・管固定支持） ・スプリンクラーヘッド等器具取付状況 ・配管末端排水状況（トイレタンクへの排水等） ・末端試験弁等設置状況 ・凍結・結露防止状況 </td> <td>各1枚以上</td> </tr> </table>	配管状況	<ul style="list-style-type: none"> ・メーターボックス・直結止水栓の設置状況 ・管布設状況（埋設深さ、建物への挿入部） ・ヘッダー設置状況 ・給水器具の設置・取付状況 ・水圧試験状況 	各1枚以上	受水槽	<ul style="list-style-type: none"> ・設置状況および設置個所周辺状況 ・ボールタップ・定水弁等設置状況 ・吐水口空間・排水口空間確認状況 	各1枚以上	直結直圧式スプリンクラー	<ul style="list-style-type: none"> ・分岐部止水栓・逆止弁設置状況 ・スプリンクラー配管状況（管種・継手・管固定支持） ・スプリンクラーヘッド等器具取付状況 ・配管末端排水状況（トイレタンクへの排水等） ・末端試験弁等設置状況 ・凍結・結露防止状況 	各1枚以上	
配管状況	<ul style="list-style-type: none"> ・メーターボックス・直結止水栓の設置状況 ・管布設状況（埋設深さ、建物への挿入部） ・ヘッダー設置状況 ・給水器具の設置・取付状況 ・水圧試験状況 	各1枚以上									
受水槽	<ul style="list-style-type: none"> ・設置状況および設置個所周辺状況 ・ボールタップ・定水弁等設置状況 ・吐水口空間・排水口空間確認状況 	各1枚以上									
直結直圧式スプリンクラー	<ul style="list-style-type: none"> ・分岐部止水栓・逆止弁設置状況 ・スプリンクラー配管状況（管種・継手・管固定支持） ・スプリンクラーヘッド等器具取付状況 ・配管末端排水状況（トイレタンクへの排水等） ・末端試験弁等設置状況 ・凍結・結露防止状況 	各1枚以上									
	<p>※撮影、提出する写真については、「第5章 施工」にて定める適正な方法により施工されていることが、確認できるものとする。なお、検査時に目視して確認できない場合については、黒板、スケール等を用いる等して明確に確認できるものとする。</p>										
71	<p>3. 6 工事検査チェックリストの提出</p> <p>給水装置工事主任技術者が行う工事検査について、適切に施工されているか東員町が確認するため、給水装置工事主任技術者は表 4-17 の工事検査チェックリストを記入・押印した上で、東員町へ工事検査完了時に提出する。</p>										
72, 73	<p>【表 4-17 追加】</p>										

頁	新	旧																								
第5章 施工																										
82	<p>3. 2. 4 止水栓、仕切弁の設置</p> <p>(1) 止水栓、仕切弁</p> <p>③その他</p> <p>敷地前に配水管が布設されていない等の理由で、敷地から離れた配水管から給水装置を分岐する場合、給水装置の配水管分岐箇所^ニに近接した公道上に、止水栓又は仕切弁を設置する。また、止水栓等の設置位置は、維持管理上支障のない位置とし、東員町の指示による。</p>	<p>3. 2. 4 止水栓、仕切弁の設置</p> <p>(1) 止水栓、仕切弁</p> <p>③その他</p> <p>ii) 敷地前に配水管が布設されていない等の理由で、敷地から離れた配水管から給水装置を分岐する場合</p> <p>給水装置の配水管分岐箇所^ニに近接した公道上に、止水栓又は仕切弁を設置する。また、止水栓等の設置位置は、維持管理上支障のない位置とし、東員町の指示による。</p>																								
83	<p>(3) 材料の仕様</p> <p>①止水栓</p> <ul style="list-style-type: none"> 栓棒は、ニクロムメッキ処理のものを使用する。 口径 13～25mm のメーター用止水栓については、伸縮式でコック式の副栓を有するものとする。 口径 13、20mm の一般家庭向けのメーター用止水栓については、表 5-3 の町の承認品を使用することとする。 <p style="text-align: center;">表 5-3 メーター用止水栓承認品</p> <table border="1" data-bbox="257 1002 1142 1369"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>メーカー</th> <th>品名</th> <th>品番</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">13mm</td> <td>前田バルブ工業(株)</td> <td>ツインバルブ 蝶ハンドル</td> <td>MV-AY13</td> </tr> <tr> <td>前澤給装工業(株)</td> <td>ボール副栓伸縮止水栓蝶 M</td> <td>372733-13</td> </tr> <tr> <td>(株)日邦バルブ</td> <td>伸縮式腹式止水栓 C型 蝶ハンドル</td> <td>DSE-C</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20mm</td> <td>前田バルブ工業(株)</td> <td>ツインバルブ 蝶ハンドル</td> <td>MV-AY20</td> </tr> <tr> <td>前澤給装工業(株)</td> <td>ボール副栓伸縮止水栓蝶 M</td> <td>372733-20</td> </tr> <tr> <td>(株)日邦バルブ</td> <td>伸縮式腹式止水栓 C型 蝶ハンドル</td> <td>DSE-C</td> </tr> </tbody> </table>	口径	メーカー	品名	品番	13mm	前田バルブ工業(株)	ツインバルブ 蝶ハンドル	MV-AY13	前澤給装工業(株)	ボール副栓伸縮止水栓蝶 M	372733-13	(株)日邦バルブ	伸縮式腹式止水栓 C型 蝶ハンドル	DSE-C	20mm	前田バルブ工業(株)	ツインバルブ 蝶ハンドル	MV-AY20	前澤給装工業(株)	ボール副栓伸縮止水栓蝶 M	372733-20	(株)日邦バルブ	伸縮式腹式止水栓 C型 蝶ハンドル	DSE-C	<p>(3) 材料の仕様</p> <p>①止水栓</p> <ul style="list-style-type: none"> 栓棒は、ニクロムメッキ処理のものを使用する。 口径 13～25mm のメーター用止水栓については、伸縮式でコック式の副栓を有するものとする。 口径 30～40mm の副栓付止水栓については、丸ハンドルで伸縮機能を備えるものとする。
口径	メーカー	品名	品番																							
13mm	前田バルブ工業(株)	ツインバルブ 蝶ハンドル	MV-AY13																							
	前澤給装工業(株)	ボール副栓伸縮止水栓蝶 M	372733-13																							
	(株)日邦バルブ	伸縮式腹式止水栓 C型 蝶ハンドル	DSE-C																							
20mm	前田バルブ工業(株)	ツインバルブ 蝶ハンドル	MV-AY20																							
	前澤給装工業(株)	ボール副栓伸縮止水栓蝶 M	372733-20																							
	(株)日邦バルブ	伸縮式腹式止水栓 C型 蝶ハンドル	DSE-C																							

		ハンドル		
	<p>・口径 30～40mm の副栓付止水栓については、丸ハンドルで伸縮機能を備えるものとする。</p>			
88	<p>3. 5. 1 施工上の留意事項</p> <p>(1) 主配管</p> <p>水道メーター以降の主配管は、原則として、水道メーター口径と同口径以下とする。ただし、既設の給水装置について水使用実態の変更等によりメーター口径の減径を行う場合はこの限りでない。また、主配管は家屋の基礎の外回りに布設することを原則とするが、スペースなどの問題でやむを得ず構造物の下を通過させる場合は、通過する部分にさや管を設置しその中に配管することにより給水管の交換を容易にする。また、必要に応じ点検・修理口を設ける。</p>	<p>3. 5. 1 施工上の留意事項</p> <p>(1) 主配管</p> <p>水道メーター以降の主配管は、原則として、水道メーター口径と同口径とする。メーターの口径より大きい口径を主配管とする（先太配管）と、メーターの適正使用流量範囲を逸脱し、適正に流量が計測できなくなる恐れがあるため、絶対に行わない。また、主配管は家屋の基礎の外回りに布設することを原則とするが、スペースなどの問題でやむを得ず構造物の下を通過させる場合は、通過する部分にさや管を設置しその中に配管することにより給水管の交換を容易にする。また、必要に応じ点検・修理口を設ける。</p>		
94	<p>4. 2. 1 水撃防止</p> <p>③ボールタップの使用にあたっては、ウォーターハンマの比較的発生しにくい副式、親子二玉式あるいは定水位弁等から、給水管口径や給水用途に適したものを選定する。なお、ボールタップ及び定水位弁の口径は、給水管口径の直近下位口径以下の給水能力のものを設置することを原則とする（表 5-4、5-5）。</p> <p>表 5-4 給水管口径とボールタップの口径別設置例（参考） 表 5-5 ボールタップ・定水位弁の流量例（単位 L/分）</p>	<p>4. 2. 1 水撃防止</p> <p>③ボールタップの使用にあたっては、ウォーターハンマの比較的発生しにくい副式、親子二玉式あるいは定水位弁等から、給水管口径や給水用途に適したものを選定する。なお、ボールタップ及び定水位弁の口径は、給水管口径の直近下位口径以下の給水能力のものを設置することを原則とする（表 5-7、5-8）。</p> <p>表 5-7 給水管口径とボールタップの口径別設置例（参考） 表 5-8 ボールタップ・定水位弁の流量例（単位 L/分）</p>		

頁	新	旧																																																								
第6章 資料																																																										
117	2 各種様式 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #e1eef6;">名 称</th> <th style="background-color: #e1eef6;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上下水道使用異動(開始・中止・廃止)届</td> <td>第6号様式(施行規程第28条関係)</td> </tr> <tr> <td>水道メーター口径変更届</td> <td>第7号様式(施行規程第28条関係)</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(各種様式 差し替え)</p>	名 称	備 考	(省略)		上下水道使用異動(開始・中止・廃止)届	第6号様式(施行規程第28条関係)	水道メーター口径変更届	第7号様式(施行規程第28条関係)	(省略)		2 各種様式 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #e1eef6;">名 称</th> <th style="background-color: #e1eef6;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水新規開始(再開始、中止)請求書</td> <td>第6号様式(施行規程第28条関係)</td> </tr> <tr> <td>量水器保管証</td> <td>第7号様式(施行規程第28条関係)</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	備 考	(省略)		給水新規開始(再開始、中止)請求書	第6号様式(施行規程第28条関係)	量水器保管証	第7号様式(施行規程第28条関係)	(省略)																																					
名 称	備 考																																																									
(省略)																																																										
上下水道使用異動(開始・中止・廃止)届	第6号様式(施行規程第28条関係)																																																									
水道メーター口径変更届	第7号様式(施行規程第28条関係)																																																									
(省略)																																																										
名 称	備 考																																																									
(省略)																																																										
給水新規開始(再開始、中止)請求書	第6号様式(施行規程第28条関係)																																																									
量水器保管証	第7号様式(施行規程第28条関係)																																																									
(省略)																																																										
143	7 東員町水道料金表 水道料金表(税抜) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="background-color: #e1eef6;">区分</th> <th colspan="3" style="background-color: #e1eef6;">水道料金2ヶ月につき</th> </tr> <tr> <th style="background-color: #e1eef6;">基本料金</th> <th style="background-color: #e1eef6;">基本水量</th> <th style="background-color: #e1eef6;">超過料金1m³ごと</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>口径13mm</td> <td style="text-align: center;">1,228円</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">16m³まで</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">70円</td> </tr> <tr> <td>口径20mm</td> <td style="text-align: center;">1,842円</td> </tr> <tr> <td>口径25mm</td> <td style="text-align: center;">2,392円</td> </tr> <tr> <td>口径30mm</td> <td style="text-align: center;">3,710円</td> </tr> <tr> <td>口径40mm</td> <td style="text-align: center;">5,642円</td> </tr> <tr> <td>口径50mm</td> <td style="text-align: center;">11,632円</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">40m³まで</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">105円</td> </tr> <tr> <td>口径75mm</td> <td style="text-align: center;">21,618円</td> </tr> <tr> <td>口径150mm</td> <td style="text-align: center;">41,782円</td> <td style="text-align: center;">100m³まで</td> </tr> </tbody> </table>	区分	水道料金2ヶ月につき			基本料金	基本水量	超過料金1m ³ ごと	口径13mm	1,228円	16m ³ まで	70円	口径20mm	1,842円	口径25mm	2,392円	口径30mm	3,710円	口径40mm	5,642円	口径50mm	11,632円	40m ³ まで	105円	口径75mm	21,618円	口径150mm	41,782円	100m ³ まで	7 東員町水道料金表 水道料金表 <p style="text-align: center;">水道料金表(税込)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="background-color: #e1eef6;">区分</th> <th colspan="3" style="background-color: #e1eef6;">水道料金2ヶ月につき</th> </tr> <tr> <th style="background-color: #e1eef6;">基本料金</th> <th style="background-color: #e1eef6;">基本水量</th> <th style="background-color: #e1eef6;">超過料金1m³ごと</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>口径13mm</td> <td style="text-align: center;">1,144.8円</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">20m³まで</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">75.6円</td> </tr> <tr> <td>口径20mm</td> <td style="text-align: center;">1,836.0円</td> </tr> <tr> <td>口径25mm</td> <td style="text-align: center;">2,095.2円</td> </tr> <tr> <td>口径30mm</td> <td style="text-align: center;">2,332.8円</td> </tr> <tr> <td>口径40mm</td> <td style="text-align: center;">3,456.0円</td> </tr> <tr> <td>口径50mm</td> <td style="text-align: center;">6,912.0円</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">40m³まで</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">108.0円</td> </tr> <tr> <td>口径75mm</td> <td style="text-align: center;">13,608.0円</td> </tr> <tr> <td>口径100mm</td> <td style="text-align: center;">44,280.0円</td> <td style="text-align: center;">100m³まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※円未満端数切捨て</p>	区分	水道料金2ヶ月につき			基本料金	基本水量	超過料金1m ³ ごと	口径13mm	1,144.8円	20m ³ まで	75.6円	口径20mm	1,836.0円	口径25mm	2,095.2円	口径30mm	2,332.8円	口径40mm	3,456.0円	口径50mm	6,912.0円	40m ³ まで	108.0円	口径75mm	13,608.0円	口径100mm	44,280.0円	100m ³ まで
区分	水道料金2ヶ月につき																																																									
	基本料金	基本水量	超過料金1m ³ ごと																																																							
口径13mm	1,228円	16m ³ まで	70円																																																							
口径20mm	1,842円																																																									
口径25mm	2,392円																																																									
口径30mm	3,710円																																																									
口径40mm	5,642円																																																									
口径50mm	11,632円	40m ³ まで	105円																																																							
口径75mm	21,618円																																																									
口径150mm	41,782円			100m ³ まで																																																						
区分	水道料金2ヶ月につき																																																									
	基本料金	基本水量	超過料金1m ³ ごと																																																							
口径13mm	1,144.8円	20m ³ まで	75.6円																																																							
口径20mm	1,836.0円																																																									
口径25mm	2,095.2円																																																									
口径30mm	2,332.8円																																																									
口径40mm	3,456.0円																																																									
口径50mm	6,912.0円	40m ³ まで	108.0円																																																							
口径75mm	13,608.0円																																																									
口径100mm	44,280.0円			100m ³ まで																																																						

144	8 電話番号表			8 電話番号表		
	主な問い合わせ先		備考（内容等）	主な問い合わせ先		備考（内容等）
	東員町上下水道課	0594-86-2812	給水装置工事の申請 給水装置の埋設状況確認 給水装置工事の設計相談 等	東員町建設部上下水道課	0594-86-2812	給水装置工事の申請 給水装置の埋設状況確認 給水装置工事の設計相談 等
	(営業時間外)	0594-76-6045	公道漏水その他受付	(営業時間外)	0594-76-6045	公道漏水その他受付
	東員町建設課	0594-86-2809	道路占用許可申請 等	東員町建設部建設課	0594-86-2809	道路占用許可申請 等
	東員町産業課	0594-86-2808	農業用道路占用許可申請 等	東員町建設部産業課	0594-86-2808	農業用道路占用許可申請 等
	東員町環境防災課 (環境資源係)	0594-86-2807	ゴミ収集 工事調整	東員町生活部環境防災課 (環境資源係)	0594-86-2807	ゴミ収集 工事調整
	東員町政策課（政策係）	0594-86-2811	コミュニティーバス工事調整	東員町総務部政策課 (政策係)	0594-86-2811	コミュニティーバス工事調整
	いなべ警察署	0594-84-0110	道路使用許可申請 等	いなべ警察署	0594-84-0110	道路使用許可申請 等
	東員消防署	0594-76-7599	道路工事施工届 等	東員消防署	0594-76-7599	道路工事施工届 等
三重県桑名建設事務所	0594-24-3663	国道、県道の道路占用許可申請等				

145	<p>9 水質基準 水質基準項目と基準値（51項目） <u>令和2年4月1日施行</u></p> <table border="1" data-bbox="280 327 1126 512"> <thead> <tr> <th></th> <th>項目名</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>六価クロム化合物</td> <td>六価クロムの量に関して、<u>0.02mg/L</u>以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項目名	基準		(省略)		8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、 <u>0.02mg/L</u> 以下		(省略)		<p>9 水質基準 水質基準項目と基準値（51項目） <u>令和2年4月1日施行</u></p> <table border="1" data-bbox="1184 327 2031 512"> <thead> <tr> <th></th> <th>項目名</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>六価クロム化合物</td> <td>六価クロムの量に関して、<u>0.05mg/L</u>以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項目名	基準		(省略)		8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、 <u>0.05mg/L</u> 以下		(省略)	
	項目名	基準																								
	(省略)																									
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、 <u>0.02mg/L</u> 以下																								
	(省略)																									
	項目名	基準																								
	(省略)																									
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、 <u>0.05mg/L</u> 以下																								
	(省略)																									
146	<p>10 関係法令等（給水装置工事関連 抜粋） ●水道法（昭和三十二年六月十五日法律第七十七号） （給水義務） 第十五条 2 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第四十条第一項の規定による水の供給命令を受けた<u>場合</u>、又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。</p>	<p>10 関係法令等（給水装置工事関連 抜粋） ●水道法（昭和三十二年六月十五日法律第七十七号） （給水義務） 第十五条 2 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第四十条第一項の規定による水の供給命令を受けた<u>ため</u>、又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。</p>																								
147	<p>（指定の基準） 第二十五条の三 水道事業者は、第十六条の二第一項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。 一 事業所ごとに、<u>第二十五条の四</u>第一項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。</p>	<p>（指定の基準） 第二十五条の三 水道事業者は、第十六条の二第一項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。 一 事業所ごとに、<u>次条</u>第一項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。</p>																								

148	<p>(指定の更新)</p> <p><u>第二十五条の三の二 第十六条の二第一項の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</u></p> <p><u>2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。</u></p> <p><u>3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</u></p> <p><u>4 前二条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。</u></p>	<p>(新規)</p>
150	<p>(指定の取消し)</p> <p>第二十五条の十一 水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十六条の二第一項の指定を取り消すことができる。</p> <p>一 第二十五条の三第一項各号<u>のいずれかに適合しなくなつたとき。</u></p>	<p>(指定の取消し)</p> <p>第二十五条の十一 水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十六条の二第一項の指定を取り消すことができる。</p> <p>一 第二十五条の三第一項各号に適合しなくなつたとき。</p>
150	<p>●水道法施行令（昭和三十二年十二月十二日政令第三百三十六号） （給水装置の構造及び材質の基準）</p> <p>第六条 法第十六条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。</p>	<p>●水道法施行令（昭和三十二年十二月十二日政令第三百三十六号） （給水装置の構造及び材質の基準）</p> <p>第五条 法第十六条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。</p>
154	<p>●水道法施行規則（昭和三十二年十二月十四日厚生省令第四十五号） （変更の届出）</p> <p>第三十四条</p> <p>2 <u>法</u>第二十五条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、当該</p>	<p>●水道法施行規則（昭和三十二年十二月十四日厚生省令第四十五号） （変更の届出）</p> <p>第三十四条</p> <p>2 第二十五条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変</p>

154	<p>変更のあつた日から三十日以内に様式第十による届出書に次に掲げる書類を添えて、水道事業者に提出しなければならない。</p> <p>(事業の運営の基準)</p> <p>第三十六条 法第二十五条の八 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(省略)</p> <p>五 次に掲げる行為を行わないこと。</p> <p>イ 令第六条 に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。</p>	<p>更のあつた日から三十日以内に様式第十による届出書に次に掲げる書類を添えて、水道事業者に提出しなければならない。</p> <p>(事業の運営の基準)</p> <p>第三十六条 法第二十五条の八 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(省略)</p> <p>五 次に掲げる行為を行わないこと。</p> <p>イ 令第五条 に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。</p>
156	<p>●東員町水道事業給水条例抜粋 (令和元年十二月十三日 条例第三十二号)</p> <p>(給水装置の新設等の申込)</p> <p>第5条</p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、給水装置の新設工事の申し込みにより工事を施工する場合は、町長が別に定めるところにより、負担金を納付しなければならない。</u></p>	<p>●東員町水道事業給水条例抜粋 (平成十二年十二月二十一日 条例第三十号)</p> <p>(新規)</p>
156	<p>(工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者 (法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新を受けないことにより失効となつた者を除く。以下「指定給水装置工事業者」という。) が施行する。</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者 (以下「指定給水装置工事業者」という。) が施行する。</p>
159	<p>(手数料)</p> <p>第30条 手数料は、次の各号の区別により申込者から申し込みの際、これを徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。</p> <p><u>2 手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</u></p>	<p>(手数料)</p> <p>第30条 手数料は、次の各号の区別により申込者から申し込みの際、これを徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認めた申込者からは、</p> <p><u>(1) 町が給水装置工事の設計及び工事検査をするとき。</u></p> <p><u>工事1件につき工事費の100分の8 (1円未満切捨て) とし、15万円</u></p>

(1) 設計及び工事検査手数料 町長が給水装置工事の設計及び工事検査をするとき。 工事1件につき工事費の100分の8とし、15万円を上限とする。ただし、1円未満の端数は切り捨てる。

(2) 設計審査及び工事検査手数料 第7条第2項の設計審査(材料の確認を含む。)及び工事検査をするとき。 次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に掲げる額とする。

給水装置工事の種別	メーターの口径	金額(1件)	備考
新設及び改造	50ミリメートル未満	7,000円	
	50ミリメートル以上	14,000円	
その他		1,000円	一時用の工事で1栓のものを含む。
備考 本表に定めのない場合は、町長が別に定める。			

(3) 指定給水装置工事事業者の登録手数料
ア 法第16条の2第1項の指定をするとき。 1件につき13,000円

イ 法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新をするとき。 1件につき9,000円

(4) 各種証明手数料
各種証明書を発行したとき。 1通につき300円

(5) 督促手数料
督促状を発したとき。 1通につき50円

(6) 給水装置工事道路占用申請手数料
1件につき4,500円

を上限とする。

(2) 設計審査(材料の確認を含む。)及び工事検査をするとき。
工事1件につき工事費の100分の4(1円未満切捨て)とし、6万円を上限とする。

(3) 指定給水装置工事事業者の登録手数料
1件につき13,000円

(4) 各種証明手数料
各種証明書を発行したとき 1通につき300円

(5) 督促手数料
督促状を発したとき 1通につき50円

(6) 給水装置工事道路占用申請手数料
1件につき4,500円

	<p>3 <u>既納の手数料は、還付しない。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(給水の停止)</p> <p>第34条 町長は、次の各号の一に該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。</p> <p>(1) 水道の利用者等が、第9条の工事費、第20条第2項の修繕費、第23条の料金、又は第30条第2項の手数料を指定期限内に納入しないとき。</p> <p>(過料)</p> <p>第36条 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(省略)</p> <p>(4) 第23条の料金又は第30条第2項の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者</p> <p>(料金を免れた者に対する過料)</p> <p>第37条 町長は、詐欺その他、不正の行為によつて第23条の料金又は、第30条第2項の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。</p>	<p>(給水の停止)</p> <p>第34条 町長は、次の各号の一に該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。</p> <p>(1) 水道の利用者等が、第9条の工事費、第20条第2項の修繕費、第23条の料金、又は第30条の手数料を指定期限内に納入しないとき。</p> <p>(過料)</p> <p>第36条 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(省略)</p> <p>(4) 第23条の料金又は第30条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者</p> <p>(料金を免れた者に対する過料)</p> <p>第37条 町長は、詐欺その他、不正の行為によつて第23条の料金又は、第30条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。</p>
162	<p>●東員町水道事業給水条例施行規程(令和二年三月十六日 告示第十六号)</p> <p><u>(給水区域)</u></p> <p>第2条 条例第2条による給水区域は、筑紫、穴太、瀬古泉、山田、六把</p>	<p>●東員町水道事業給水条例施行規程(平成三十年八月五日 告示第八十四号)</p> <p>第2条 条例第2条による給水区域は、筑紫、穴太、瀬古泉、山田、六把野新田、鳥取、八幡新田、大木、北大社、中上、長深、南大社、笹尾西、</p>

162	<p>野新田、鳥取、八幡新田、大木、北大社、中上、長深、南大社、笹尾西、笹尾東及び城山の区域とする。</p> <p>(給水区域内の工事費)</p>	<p>笹尾東及び城山の区域とする。</p> <p>(給水区域内の工事費)</p>
162	<p>第3条 前条第3項の工事費の負担については、条例第9条に定める工事費とする。</p> <p>(削除)</p>	<p>第3条 前条第3項の工事費の負担については、<u>当分の間</u>、条例第9条に定める工事費とする。</p> <p>第5条 削除</p>
162	<p>(工事の申込)</p> <p>第5条 工事の申込みをしようとする者は、給水装置工事申込書の提出と併せ、同工事の施行に必要な<u>全て</u>について定められた様式により、手続きをしなければならない。</p>	<p>(工事の申込)</p> <p>第6条 工事の申込をしようとする者は、給水装置工事申込書の提出と併せ、同工事施行に必要な<u>すべて</u>について定められた様式により、手続きをしなければならない。</p>
162	<p>(工事の承認の取消し)</p> <p>第6条 前条第1項の申込みにより承認を受けた者がその承認を受けた日から3カ月を経過してもなお<u>正当な理由がなく給水装置工事に着手しないときは、当該承認は、取り消されたものとみなす。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>(新規)</p>
164	<p>(使用材料の特例)</p> <p>第11条 配水管分岐から水道メーターまでの給水管及び給水用具の使用材料は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 配水管からの分岐は<u>鋳鉄管、ビニールライニング鋼管、硬質塩化ビニール管又は、ポリエチレン管又はステンレス鋼管</u>とする。</p> <p>(削除)</p>	<p>(使用材料の特例)</p> <p>第11条 配水管分岐から水道メーターまでの給水管及び給水用具の使用材料は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 配水管からの分岐は<u>鋳鉄管、ビニールライニング鋼管、硬質塩化ビニール管又はポリエチレン管</u>とする。</p> <p>第12条 削除</p>
164	<p>(給水装置の新設に伴う負担金)</p> <p>第13条 条例第5条第2項に定める負担金の額は、メーターの口径に応じ、次の表に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。<u>ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</u></p>	<p>(給水装置の新設に伴う負担金)</p> <p>第13条 条例第5条の<u>新設工事の申込により工事を施行する場合は、条例第6条及び第9条に定める工事費以外に、負担金を徴収する。</u></p> <p>2 前項の負担金の額は、メーターの口径に応じ、次の表に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。<u>ただし、その額に</u></p>

<p>164</p> <p>168</p>	<p>2 既設メーターの口径を増径する場合の負担金の額は、新口径に係る負担金と旧口径に係る負担金の差額とする。</p> <p>3 既納の負担金は、還付しない。</p> <p>(削除)</p> <p>(手数料の件数)</p> <p>第15条 <u>条例第30条第2項第2号の表に定める手数料の件数は、当該設計審査及び工事検査に係る工事におけるメーターの設置数とする。</u></p> <p>2 <u>前項の手数料の納期限は、納付書の送付の日から30日以内とする。</u></p> <p>(各種届出)</p> <p>第28条 この規程の施行に関して、必要な申請書その他書類の様式は次の各号に定めるところによる。</p> <p>(省略)</p> <p>(6) <u>上下水道使用異動(開始・中止・廃止)届</u> (第6号様式)</p> <p>(7) <u>水道メーター口径変更届</u> (第7号様式)</p> <p>(8) 給水使用者変更届 (第8号様式)</p> <p>(省略)</p> <p>(12) 量水器検針票 (第13号様式)</p> <p>(13) 断水通知書 (第14号様式)</p> <p>(14) 督促状 (第15号様式)</p> <p>(15) 催告書 (第16号様式)</p> <p>(16) 身分証明書 (第17号様式)</p>	<p>1 <u>円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</u></p> <p>3 既設メーターの口径を増径する場合の負担金の額は、新口径に係る負担金と旧口径に係る負担金の差額とする。</p> <p>4 既納の負担金は、還付しない。</p> <p>第14条 削除</p> <p>(工事費の算出基礎)</p> <p>第15条 <u>東員町が行う工事費の算出基礎となる材料単価額、労力歩掛、工賃等は、毎年度の初めに町長が定める。ただし、著しく価格に変動が生じた場合は、その時これを改訂することができる。</u></p> <p>(各種届出)</p> <p>第28条 この規程の施行に関して、必要な申請書その他書類の様式は次の各号に定めるところによる。</p> <p>(省略)</p> <p>(6) <u>給水開始(中止)請求書</u> (第6号様式)</p> <p>(7) <u>量水器保管証</u> (第7号様式)</p> <p>(8) 給水装置使用者変更届 (第8号様式)</p> <p>(省略)</p> <p>(12) 削除</p> <p>(13) 量水器検針票 (第13号様式)</p> <p>(14) 断水通知書 (第14号様式)</p> <p>(15) 督促状 (第15号様式)</p> <p>(16) 催告書 <u>(滞納処分通知書)</u> (第16号様式)</p> <p>(17) 身分証明書 (第17号様式)</p>
<p>169</p>	<p>●東員町指定給水装置工事事業者規程 (<u>令和元年九月三十日 告示第九十号</u>)</p> <p>(指定の申請)</p>	<p>●東員町指定給水装置工事事業者規程 (<u>平成二十四年四月十九日 告示第四十八号</u>)</p> <p>(指定の申請)</p>

170	<p>第4条 3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。 (1) 次条第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類 (指定の基準)</p> <p>第5条 町長は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。 (省略) (3) 次のいずれにも該当しない者であること。 イ <u>精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u> ロ <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u> ハ <u>法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者</u> ニ <u>第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</u> ホ <u>その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</u> ヘ <u>法人であつて、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの</u></p>	<p>第4条 3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。 (1) 次条第1項第3号<u>イ</u>からホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類 (指定の基準)</p> <p>第5条 町長は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。 (省略) (3) 次のいずれにも該当しない者であること。 イ <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者</u> ロ <u>法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者</u> ハ <u>第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</u> ニ <u>その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</u> ホ <u>法人であつて、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの</u></p>
171	<p>(指定の更新)</p> <p><u>第6条の2 第4条第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</u> <u>2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する決定がなされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後</u></p>	<p>(新規)</p>

	<p>もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p><u>3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</u></p> <p><u>4 前3条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。</u></p> <p><u>5 前項において準用する前条第1項に規定する場合において、町長は、指定工事業者から指定工事業者証を返納させた上で、新たな指定工事業者証を交付するものとする。</u></p> <p>172 (指定の停止) 第9条 前条各号に該当する場合において、指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があるときは、町長は、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。</p> <p>172 (指定等の公示) 第10条 次の各号に該当するときは、そのつど公示する。この規定による公示については、東員町公告式条例（昭和29年東員町条例第1号）を準用する。 (1) 第5条の規定により指定工事業者を指定したとき。</p> <p>172 (主任技術者の職務等) 第11条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。 (省略) (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第6条に定める基準に適合していることの確認</p> <p>173 (事業の運営に関する基準) 第13条 指定工事業者は、次の各号に掲げる給水装置工事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。 (省略)</p>	<p>(指定の停止) 第9条 前条第1項各号に該当する場合において、指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があるときは、町長は、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。</p> <p>(指定等の公示) 第10条 次の各号に該当するときは、そのつど公示する。この規定による公示については、東員町公告式条例（昭和29年東員町条例第1号）を準用する。 (1) 第4条の規定により指定工事業者を指定したとき。 (主任技術者の職務等) 第11条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。 (省略) (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第4条に定める基準に適合していることの確認 (事業の運営に関する基準) 第13条 指定工事業者は、次の各号に掲げる給水装置工事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。 (省略)</p>
--	--	--

175	<p>(5) 次に掲げる行為を行わないこと。</p> <p>イ 政令第<u>6</u>条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。</p> <p><u>附 則(令和元年9月30日告示第90号)</u></p> <p><u>この規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p><u>(1) 第6条の次に1条を加える改正規定並びに第9条、第10条、第11条、第13条及び様式第1の改正規定 令和元年10月1日</u></p> <p><u>(2) 第4条、第5条及び第7条の改正規定 令和元年12月14日</u></p>	<p>(5) 次に掲げる行為を行わないこと。</p> <p>イ 政令第<u>4</u>条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。</p> <p>(新規)</p>
-----	---	---